

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改正後	改正前
<p>（電磁的方法）</p> <p>第二十一条の二 法第二百六十五条の二十七の四第三項（法第二百六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>（電磁的方法）</p> <p>第二十一条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	
<p>2 「略」</p>	<p>2 「同上」</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。